

2013年6月12日現在

## 2013年6月市議会一般質問（案）

21番 日本共産党 福間 健治

21番、日本共産党の福間健治です。通告に基づき、5点について質問します。

### 1、まず道州制についてです。

国では「道州制推進基本法」の早期制定に向けた動きが加速しつつあります。道州制は、今後の地方自治のあり方のみならず、日本の統治機構のあり方を抜本的に見直すこととなる極めて重要な課題です。しかしながら、国民的議論がされていないのみならず、道州制の導入が日本を覆う閉塞感を解決する切り札のような、根拠のない変革の期待感だけが広がっています。深刻な状況にあります。

道州制の根幹となる道州と基礎自治体という二層構造は、小規模市町村の存在意義を否定し、市町村の強制合併を不可避とするものであり、地方分権に逆行するものです。道州制導入の検討にあたっては、必ず平成の大合併の検証や現行の都道府県制度の何が問題なのか。また、道州制における国と道州、基礎自治体の具体的な役割、税財政などについてあきらかにするとともに、日本の今後のあり方を決めるにふさわしい、十分な議論をすべきです。

住民と地域に対する愛着や誇りが、地域を磨き上げる原動力となり、地域ごとの多様な暮らし、多様な自治を育み、これこそが、日本の活力の源となってきました。そこに生きる人々が、愛着や誇りを感じない地域に、本当の責任ある自治は生まれません。日本の国土、きれいな水、きれいな空気を守ってきた誇りある市町村の存在を否定するものです。全国町村議長会は、4月15日、会長名で「道州制導入に関する緊急声明」を公表し、「断固として反対する」としています。

① 道州制推進基本法案は撤回するよう、政府及び関係機関な働きかけるべきです。見解を求めます。

## 2、生活保護行政についてです。

現行の生活保護法を大改悪する生活保護法改定案が衆議院厚生労働委員会でわずか2日の審議で、自民・公明・民主・維新の会・みんなの党の賛成多数で強行裁決され、衆議院本会議でも賛成多数で可決し、参議院での審議となります。

現行法では、生活保護の申請者が口頭でも意思表示すれば、実施機関が要件を吟味し、保護を開始するかどうかを期限内に回答する義務を負っています。

しかし改悪案は、申請者に書類提出の義務を負わせ、資産、収入などを記載した申請書の提出や、厚生労働省が定める必要書類の添付を求めています。申請時に必要書類がそろっていないと申請できなくなります。

また現行法では、扶養は保護利用の要件ではありませんが、改悪案は、扶養義務者や同居親族に対して、扶養が困難に理由について「報告を求めることができる」と規定。実施機関が官公署などに資産・収入などの資料提出を求め、銀行や雇い主に照会することまで可能になります。

日本弁護士連合会は、改悪案は、①窓口で書類の不備などを理由に追い返す違法な「水際作戦」を合法化する。②扶養照会によっても保護申請にいつそうの萎縮的効果を及ぼす—という点で看過しがたい重大な問題があると指摘し、「わが国における生存権保障（憲法25条）を空文化させるものであって到底容認できない」と廃案を強く求めています。また国連の社会権規約委員会は日本政府に対する勧告で、「生活保護の申請手続きを簡略化し、申請者が尊厳をもって扱われることを確保する措置」や「生活保護につきまとう恥の烙印を根絶するために国民に教育する」ことを求めています。

今回の改悪法案は、制度制定以来60年以上にわたって生活困窮者の命と生活を守り支えてきた現行生活保護法の理念を180度転換させ、「安全網」としての役割を機能不全に陥らせる時代逆行の暴走です。①生活保護法改定（案）は廃案を要求すべきです、見解を求めます。

### 3、国民健康保険についてです。

① まず、国民健康保険税の差し押さえ処分についてです。

国民健康保険財政健全化計画により、国保税の差し押さえ処分は、平成21年度35件から平成24年度637件と、18倍に急増しています。法的に差し押さえ処分が可能なことは承知をしていますが、生活実態を無視した不当な差し押さえ処分に、憤りを感じています。今年3月18日に、滞納税を分割納付されているSさんは新年度になってからの分割納付の相談にいき、この場では、4月より3万円の分割納付をすることで、話はまとまりました。その後、4月分の納付書も届かないうちに、4月17日に突如、差し押さえ通知が自宅に郵送されてきました。差し押さへの事前通知もありませんでした。翌日18日、予告なしの強制的な差し押さへの抗議に私も同席させていただきました。Sさんは、3年あまり、3ヶ月に一回、来庁し担当職員と面談し、3ヶ月間有効の短期保険証の交付を受け、納付を誠実に履行されてきました。こうした被保険者に対し、生活実態の把握も充分におこなわず、差し押さへの事前通告もなしに、問答無用に差し押さえする処分は、取り消すべきです。見解を求めます。

②差し押さえ処分の異議申し立てを提出し、口頭意見陳述もおこないましたが、差し押さえ処分をした部局が、異議申し立ての審査をするのは妥当ではないと考えます。第三者による審査機関を作る必要があります。見解を求めます。

#### 4、土木建築行政

①トンネル内の安全対策について質問します。

大道トンネルを通勤・通学で利用している市民のみなさんから、トンネル内の歩道は昼間でも暗く、自転車でも通りづらいという声のとどいています。管理する大分県土木事務所に要請したところ、トンネル天井の落下事故がおこり、全国的な問題となり、総点検の際、照明についても調査するとの回答をいただいていた。また市の担当部局にも要請をしていただくよう要望していましたが、その後の対応はどうなっているのか。見解を求めます。

#### 5、教育行政についてです。

①いじめ対策についてです。

私は第一回定例会、日本共産党代表しての総括質問で、「いじめ」はいかなる形をとろうとも人権侵害であり、暴力だとの認識に立つこと。「いじめ」の放置・隠蔽が、「安全配慮義務」違反に当たることを明確にし、学校と教育行政の基本原則にする」ことを求めました。

教育長は、「殴る、蹴る」などの直接的暴力も、心理的な攻撃も相手に精神的ダメージを与えた場合などは暴力に値する行為として捉えるべきである。児童生徒の安全に配慮すべき義務があることを原則に、強い気持ちでいじめ根絶に万全をつくす。」と答弁されています。

そこで質問ですが、①その後の取り組みについて見解を求めます。

②「いじめ」なくす対策を実行あるものにするためには、教職員が「いじめ」に向かい合う条件を作ることがもっとも重要だと考えます。そのためにも、子ども一人一人を丁寧に見られる少人数学級が重要です。30人学級の対象学年を拡大することが必要だと考えますが、見解を求めます。